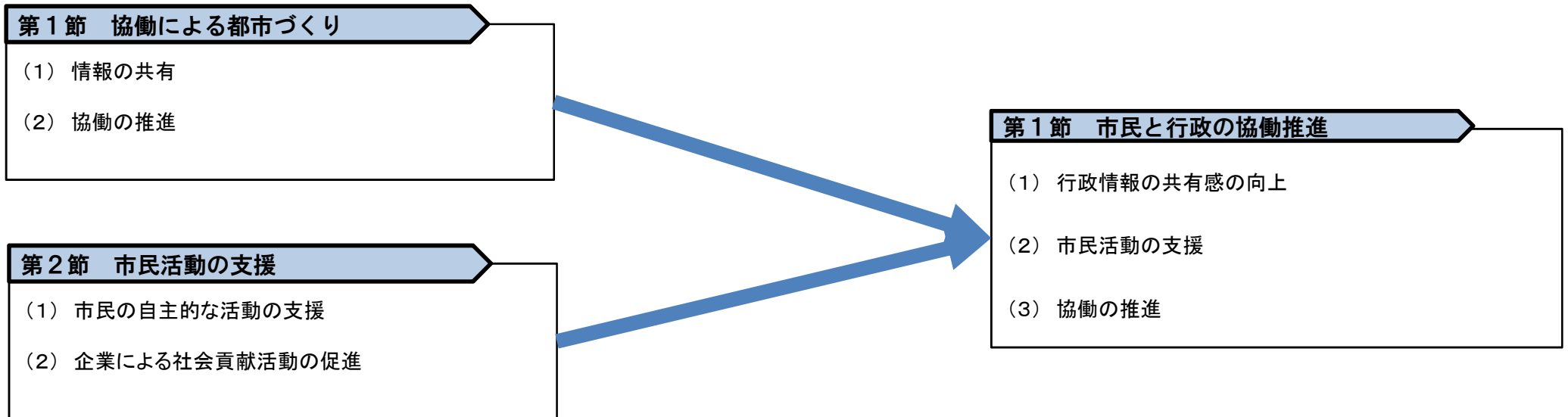


都市づくりの進め方（骨子案）

【市民と行政の協働】



【施策体系（素案）・主な変更のポイント】

現行計画では、「協働」と「市民活動の支援」の2つに分かれていた施策体系を1つにする。

第1節 市民と行政の協働推進

1 現行基本計画

協働による都市づくり

- (1) 情報の共有
- (2) 協働の推進

市民活動の支援

- (1) 市民の自主的な活動の支援
- (2) 企業による社会貢献活動の促進

2 現状

(1) 本市の状況

- ・「市民活動の推進」と「市民と行政の協働の促進」に関する指針 (平成18年)
- ・さいたま市市民活動及び協働の推進条例 (平成19年)
- ・さいたま市PRマスタープラン (平成23年)
- ・CSRチャレンジ企業認証事業 (平成24年)

(2) これまでの主な取組(情報の共有)

- ・市ホームページの充実
- ・市のPR活動の基盤の整備
- ・シティセールスの推進
- ・コールセンターの活用
- ・市民の声データベースの構築、運用
- ・市民意識調査、市民アンケートの実施

(3) これまでの主な取組(市民活動・協働)

- ・市民活動及び協働の推進助成金(マッチングファンド)事業
- ・市民活動サポートセンターの開設
- ・ボランティアシティさいたまWEB
- ・提案型公共サービス公民連携制度
- ・シンポジウム、ワークショップなどの開催

現状を
踏まえて検討

3 次期基本計画(素案)

<次期基本計画(素案) 主なポイント>

【主な変更点】

- ◆現行計画では「市民活動」と「協働」を分けているが、制度の整備が進み、1つの条例で運用されていることから施策を統合
- ◆条例や制度の構築がある程度進んだことから、今後は取組の充実が必要。特に市の取組が市民に知られていない状況があるため、情報発信の充実が重要である

第1節 市民と行政の協働推進

- (1) 行政情報の共有感の向上
- (2) 市民活動の支援
- (3) 協働の推進

都市づくりの進め方(骨子案)

【将来を見据えた行財政運営】

第1節 行財政改革の推進と新しい発想・手法を取り入れた行財政運営

- (1) 新しい発想による行財政システムの構築
- (2) 財政基盤の確立
- (3) 電子市役所の構築
- (4) 市政運営の透明性の向上

第2節 公共施設の適正な配置

- (1) ソフト面の充実
- (2) 既存施設の有効活用
- (3) 新規整備に当たっての重点化

第3節 区民に身近な行政区の運営

- (1) 区役所の組織体制の確立と運営
- (2) 区民に開かれた区行政の展開

第4節 政令指定都市にふさわしい広域行政の展開

- (1) 地方分権の促進
- (2) 21世紀の首都圏を見据えた広域行政の推進
- (3) 県及び近隣都市などとの連携の推進

第1節 持続可能な都市経営の推進

- (1) 行政情報の透明化と市民との共有の推進
- (2) 効果的・効率的な組織体制の構築と生産性の高い行財政運営
- (3) 質の高い行政運営を実現する人材育成と環境整備
- (4) 安全・安心で持続的な公共施設の実現

第2節 市民に身近で、はやい区行政の実現

- (1) 区役所の総合行政機能の強化・充実
- (2) 地域課題の解決へ主体的に取り組む区役所の構築
- (3) 参加と協働による区政運営

第3節 地方分権時代を担う自主的・自立的な自治体の確立

- (1) 地方分権の推進と新たな大都市制度の検討
- (2) 今後の首都圏を見据えた広域行政の推進

【施策体系(素案)・主な変更のポイント】

- ・「公共施設の適正な配置」については、施設整備がある程度進んだことから、第1節と第2節を統合
- ・区政の推進については、これまでの検討の経緯を踏まえ、体系を見直し

第1節 持続可能な都市経営の推進

1 現行基本計画

第1節 行財政改革の推進と新しい発想・手法を取り入れた行財政運営

- (1)新しい発想による行財政システムの構築
- (2)財政基盤の確立
- (3)電子市役所の構築
- (4)市政運営の透明性の向上

第2節 公共施設の適正な配置

- (1)ソフト面の充実
- (2)既存施設の有効活用
- (3)新規整備に当たっての重点化

2 現状

現状を
踏まえて検討

(1)本市の状況

- ・行政改革推進プラン（～平成21年度）
- ・健全財政維持プラン（～平成22年度）
- ・行財政改革推進プラン2010（～平成24年度）
- ・公共施設適正配置方針（～平成24年度）
- ・公共施設マネジメント計画（平成24年度～）
- ・市政情報の提供の推進に関する要綱（平成22年度）

(2)これまでの主な取組

- ・行財政改革の推進
- ・職員の意識改革、人材育成
- ・健全な財政運営の維持
- ・公共施設の効果的かつ効率的な管理運営の推進
- ・情報公開制度、個人情報保護制度の適切な運用

3 次期基本計画（素案）

<次期基本計画（素案） 主なポイント>

【主な変更点】

- ◆「公共施設適正配置方針」に基づき、新規施設の整備が一定程度、進んだことから、行財政運営の施策と公共施設の施策を統合
- ◆「電子市役所の構築」については、第1章「行政情報の共有感向上」と本章「市政運営の透明性の向上」で施策を整理

第1節 持続可能な都市経営の推進

- (1)行政情報の透明化と市民との共有の推進
- (2)効果的・効率的な組織体制の構築と生産性の高い行財政運営
- (3)質の高い行政運営を実現する人材育成と環境整備
- (4)安全・安心で持続的な公共施設の実現

第2節 市政に身近で、はやい区行政の実現

2 現状

1 現行基本計画

第3節 区民に身近な行政区の運営

- (1) 区役所の組織体制の確立と運営
- (2) 区民に開かれた区行政の展開

(1) 本市が目指す区役所のあり方

- ◎さいたま市区役所のあり方検討委員会による検討結果（平成22年度）
（区役所の位置づけ）
 - ・地域における総合的・完結的な市民サービスの最前線
 - ・地域における情報の受信及び発信の最前線 など
- （区役所の役割）
 - ・市民生活の身近な窓口
 - ・市民に開かれた行政の展開と区政への市民参加の推進 など
- （本庁と区役所の事務配分）
 - ・市内で統一的に行う業務と地域が担う業務を整理

現状を
踏まえて検討

(2) これまでの主な取組

- ・区役所業務の拡大・充実
（防災など本庁から事務の一部を移管、窓口の休日開催等）
- ・窓口サービスの改善（接遇研修、快適な窓口環境の整備等）
- ・業務の集約化・民間力の活用（窓口業務の委託化等）
- ・区役所の権限強化・拡大
（組織編制及び人事配置の発案権、予算要求権の付与）
- ・区民会議及び市民活動ネットワークに関わる基本方針
（平成22年度）

(参考) 区役所の窓口サービスに関するアンケート （平成22年度）

- ◎区役所で改善して欲しいことや要望（上位3つ）
 - ・接客、勤務態度、案内サービス、職場の雰囲気
 - ・開設日、時間、場所の拡大
 - ・コスト削減（人員、施設、業務）

<次期基本計画（素案） 主なポイント>

【主な変更点】

- ◆さいたま市区役所のあり方検討委員会の提言書をもとに、引き続き区役所改革に取り組んでいくことから、提言書に示された区役所改革の基本方針の柱を明記する
- ◆第1章の「市民と行政の協働」の内容と重複する部分を整理し、施策展開の内容を本章に整理

3 次期基本計画（素案）

第2節 市民に身近で、はやい区行政の実現

- (1) 区役所の総合行政機能の強化・充実
- (2) 地域課題の解決へ主体的に取り組む区役所の構築
- (3) 参加と協働による区政運営

第3節 地方分権時代を担う自主的・自立的な自治体の確立

1 現行基本計画

第4節 政令指定都市にふさわしい広域行政の展開

- (1) 地方分権の促進
- (2) 21世紀の首都圏を見据えた広域行政の推進
- (3) 県及び近隣都市などとの連携の推進

2 現状

(1) 本市を取り巻く状況

- ・ 第2次分権改革の推進（平成18年度～）
- ・ 国と地方の協議の場の法制化（平成23年度～）
- ・ 義務付け・枠付けの見直し 第1次・第2次一括法の制定
- ・ 都道府県から基礎自治体への権限移譲
- ・ 大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年度）

(2) これまでの主な取組

- ・ 地方分権改革推進に向けた検討、提言
- ・ 特別自治市を含む、新たな大都市制度の検討
- ・ 「総合特区制度」の積極的な活用
「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の指定（平成23年度）
- ・ 広域的な課題に対応するため他の政令指定都市との連携
- ・ より一層緊密な連携と協調を図るため「埼玉県・さいたま市企画調整協議会」を設置（平成23年度）

現状を
踏まえて検討

3 次期基本計画（素案）

<次期基本計画（素案） 主なポイント>

【主な変更点】

- ◆ 法律の制定や地方制度調査会での検討状況を踏まえ、「新たな大都市制度の検討」について明記する
- ◆ 広域行政の推進と近隣都市との連携推進については、施策展開の内容を整理し、施策体系を統合する

第3節 地方分権時代を担う自主的・自立的な自治体の確立

- (1) 地方分権の推進と新たな大都市制度の検討
- (2) 今後の首都圏を見据えた広域行政の推進